

鳥取市保育所入所等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第8号

鳥取市保育所入所等取扱規則の一部を改正する規則

鳥取市保育所入所等取扱規則（昭和62年鳥取市規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取市保育所等の入所手続等取扱規則

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項及び第2項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項第2号」に改める。

第2条第1項中「保育所への」を「保育所等（法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）への」に、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号」を「子ども・子育て支援法第19条各号」に、「同項」を「同条」に改め、同条第2項中「保育所へ」を「保育所等へ」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）」を「教育・保育給付費認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台

帳)」に改め、同条第3項中「保育所入所承諾書」を「保育所等入所承諾書」に、「保育所入所不承諾通知書」を「保育所等入所不承諾通知書」に改め、同条第4項前段中「保育所入所申込変更届」を「保育所等入所申込変更届」に改め、同項後段中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」を「教育・保育給付認定変更申請（届出）書」に、「保育所入所申込変更届」を「保育所等入所申込変更届」に改め、同条第5項中「第1項」を「第2項」に、「第3項」を「第4項」に、「管内保育所」を「管内保育所等」に改める。

第3条第3号中「保育所」を「保育所等」に改める。

第4条第1項中「保育所退所申込書」を「保育所等退所届」に、「申し込まなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同条第2項中「申込み」を「届出」に改める。

第5条中「保育所」を「保育所等」に改める。

様式第2号から様式第4号までの規定中「保育所」を「保育所等」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第4条関係)

保 育 所 等 退 所 届

年 月 日

鳥取市長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

保育所等の退所について、次のとおり届け出ます。

入所児童	氏 名		生年 月日	歳 年 月 日	男・女
	現 住 所				
入所している 保 育 所 等 名			退 所 年月日	年 月 日	
退 所 理 由					
※鳥取市記入欄					
保育の実施を解除する年月日			年 月 日		
備考					

(注) 太枠内は、記入しないでください。

様式第6号中「入所児童」を「児童」に、「入所中の保育所」を「保育所等」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の鳥取市保育所等の入所手続等取扱規則第2条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月2日以後に入所を希望する手続について適用し、同日前に入所を希望する手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の鳥取市保育所等の入所手続等取扱規則第2条第4項、第3条及び第4条の規定は、令和7年4月1日以後の変更及び保育の実施の解除並びに同日以後に退所する手続について適用し、同日前のこれらの手続については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市保育所入所等取扱規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。